

連結送水管等の送水口及び放水口等の結合金具に係る運用基準の改正について

連結送水管の送水口及び放水口並びにスプリンクラー設備及び連結散水設備の送水口の結合金具については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第14条第1項第6号口、第30条の3第4号ハ及び第31条第3号により、差込式又はねじ式のものとするよう規定されており、現在、当庁においては予防事務審査・検査基準によりねじ式のものとするよう運用しています。

また、危険物関係施設に設置する消火設備の送水口及び連結送液口の結合金具については、予防事務審査・検査基準に準じてねじ式のものとするよう運用しています。

当庁の消防用車両等に配置されている消防用ホース（65mm）の結合金具については、差込式となっていることから、迅速な消防活動のため、従来の運用基準を改正し、下記のとおり運用することとしました。

記

1 次に掲げる結合金具を差込式とするよう運用します。

- (1) スプリンクラー設備の送水口
- (2) 連結散水設備の送水口
- (3) 連結送水管の送水口及び放水口
- (4) 水圧開放装置付きシャッターの開放装置の送水口
- (5) 危険物関係施設に設置する消火設備の送水口及び連結送液口

2 運用開始日

平成27年4月1日

3 適用対象について

運用開始日以後で、建築確認申請に係る消防同意をする防火対象物及び設置又は変更の申請等に係る許可等を受ける危険物関係施設

4 その他

- (1) 運用開始日前で、消防同意した防火対象物又は設置若しくは変更の申請等に係る許可等を受けた危険物関係施設のうち、対応が可能なもの（運用開始日以降に設置されるものに限る。）については差込式に変更するよう指導します。
- (2) 今回の運用基準の改正は、既存防火対象物に対する改修を定めたものではありませんが、既存防火対象物に設置されている結合金具については、今後の改修工事等の機会をとらえて、ねじ式から差込式に変更するよう指導します。（危険物関係施設についても同様に指導します。）
- (3) 詳細については、依頼文に添付する予防事務審査・検査基準 新旧対照表をご覧ください。